

宮崎県中小企業融資制度の御案内

宮崎県では、宮崎県中小企業融資制度の「経営支援貸付（売上減少等対策）」を利用する際の**信用保証料を全額支援**することにより、中東情勢緊迫化の影響により厳しい経営環境にある中小企業者の資金繰りを支援します。

経営支援貸付（売上減少等対策）

県内における同一事業歴が6か月以上あり、売上減少等の対策を行う中小企業者等であって、次のいずれかの要件に該当する者

融資対象者

- ア 経済的環境の変化により、最近3か月間の売上高が前年同期と比較して5%以上減少し、又は最近の決算日における当期利益が前期に比して5%以上減少し、経営が不安定になっていること
- イ 原材料価格の高騰や人件費の増加など経営環境の悪化に伴い、最近の決算日における売上高総利益率若しくは営業利益率が前期に比して5%以上減少し、又は最近3か月間の月平均売上高総利益率若しくは月平均営業利益率が前年同期に比して5%以上減少していること
- ウ 再生手続開始、更生手続開始、破産、整理開始若しくは特別清算開始の申立て又は手形不渡等による銀行取引停止処分により、事実上、債務の弁済に支障を来しているものに対して、売掛金等の回収の遅延等が生じていること
- エ 米国関税措置又は中東情勢緊迫化の影響により、最近1か月間の売上高が前年同期と比較して5%以上減少し、かつ、その後2か月間の売上高が前年同期比で減少する見込みであること

資金使途

売上げ減少等の対策を行う設備資金及び運転資金（ただし、融資対象者のウについては、運転資金に限る。）

融資限度額

設備資金：5,000万円
（組合は8,000万円）
運転資金：3,000万円
（組合は8,000万円）

融資期間

設備資金：10年以内
（うち据置18月以内）
運転資金：7年以内
（うち据置12月以内）

融資利率

年1.30%～1.80%

保証料率

年0.00%

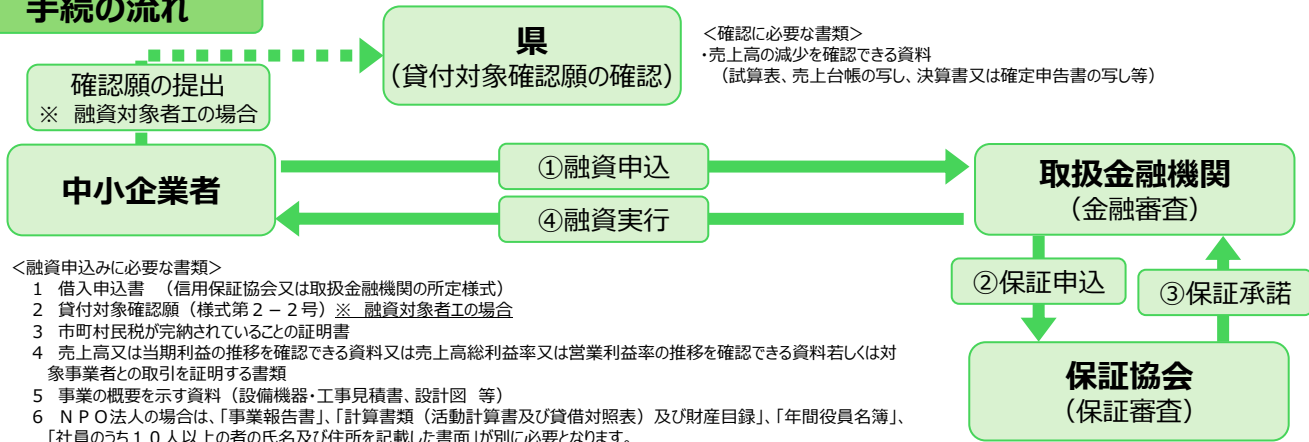
取扱期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日までに保証申込を受付けたものに限る
※ 予算額に達すると見込まれる場合は、対象期間にかかわらず終了

必要書類

売上高又は当期利益の推移を確認できる資料又は売上高総利益率又は営業利益率の推移を確認できる資料若しくは対象事業者との取引を証明する書類ほか
※ 融資対象者のエとして融資を受ける場合は、県商工政策課経営金融支援室へ確認願を提出し、確認を受けることが必要

手続の流れ



取扱金融機関

宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫、延岡信用金庫、熊本県信用組合、宮崎県南部信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行

制度についてのお問い合わせは、宮崎県 商工政策課 経営金融支援室へ ☎(0985)26-7097